嘉手納村廣報

発行所　嘉手納村役所
発行人　喜友名朝誓
編集人　島袋盛光
印刷所　研文社

本年度予算の大綱について

村長　喜友名朝誓

一九六一年度本村予算について施政方針を加味して大綱を説明します。

嘉手納村は分村後十二年都市的発展をして現在戸籍人口一万二千四百八十五、其他合せて一万四、五千になるのも近い将来であります。大部分が軍用地で農耕地は少ないが嘉手納飛行場に隣接し基地経済に依存する事が多く、村民の生活も軍用地料と軍作業によつて支えられた村の運営についても米軍施設に関連する事が多い。軍使用料の増額により村の財源もふえ村民の生活にもゆとりが出来て当面の希望が持てるのであります。

一昨年はロータリ並びに水釜一帯が開放になつて町の発展の基盤が広まり、昨年来の懸案であつた村役所が移転新築されますし、今年になつて村民待望の消防署が軍民協力の下にロータリー内に建設されました。

それから本村永遠の繁栄の為に計画された比謝川一帯の観光地の建設も軌道に乗り、日に月に施設工事が進行し立派な景色を表わし全島的に注目されつゝあります。

六十年度村の財源は軍地料の増額など例年に比し、ゆとりがあつたので幾多重要なる施設をなし事業をやつたのであります。六十一年度予算に於ては軍地料は前年度に比してぐつと減つて平年並になるし繰越金等才入の見積額がはつきりしなかつたので当初予算では大きな事業計画を控えて重点的な当面必要な予算編成をしたのであります。

議会費では書記一名を増員し議会活動の充実発展に伴い必要な事務局の整備を計つたのであります。

役所費に於ては職員一名を増員し兼職になつていた観光課長を専任にし観光事業の積極的運営を期したのであります。役所職員の待遇については、三年来の懸案でありましたが議会の御理解ある議決により平均一割六分前後の増俸が出来て職員の生活安定と能率増進に希望が持てる事を感謝申し上げるのであります。

役所事務については琉球政府各局関係等逐年増加し軍用土地関係、援護事務、住民登録の事務等次々増加して職員の手不足を痛感するのであるが極力増員を抑へ本年度は其待遇改善に重点を置いたのであります。特に附記して置きますが、これまでに本村の軍人軍属の遺家族に交付された各種の援護金は二十三万弗余になつて居ります。それから毎年受ける軍地料の外に講和発効後の損害に対し軍関係の基地、井戸等の補償金は本村民の取けた金額十四万五百二弗になつて居りまして村民の生活安定に大きな援護になつて居ります。

其請求について煩雑なる事務と困難なる折衝の為に職員の尽力と苦労は大なるものであります。

前記の通り本村消防署も軍民協力の下に理想的な場所に新築されたので、其陣容を整え消防活動を強化する為に常備運転手二名を増員し消防隊長も常勤にしてこの常勤の隊員六名を中心として消防隊の強力なる組織により、常時待機して村民の生命財産の守護に当らせる事に議会の決議を得たのであります。

本村の土木工事は政府の補助と村費の支出により逐年整備され、特に失業対策事業による道路工事、観光施設内の歩道など新設され其の成果は大なるものであります。本年度は、土木費六、五四一弗を計上し、ロータリー内と水釜開放地の都市計画による新設道路工事を重点的に取り上げ、尚既設道路の維持修繕費を計上し其外に政府補助による水釜道路排水並に水釜護岸工事を予定して居ります。

社会及労働施設費は失業対策費一三、三四一弗を計上してあるが本村民の中にも失業者が増加する傾向にあるし殊に兼久原一帯の軍用地三万坪の黙認耕作禁止を予告されて、将来失業者が続出する事を憂慮し失業対策事業の拡大と補助額の増加を政府に要望し村費でも増額計上してあります。之と関連して村民将来の生活の安定と特殊産業の振興を計るため家庭手工芸生産の育成の為に職業補導費を計上し其指導講習生産販売の世話をなし将来観光地の土産品の創意製作にも発展させたい。本年度当初予算では一五一弗を計上してあるが計画が具体的に進み次第逐次其の事業を拡大発展させて行きたい。

村内各種団体の補助については当初予算に於て、其の事業計画や補助申請が揃わなかつたので一部の人件費の外は後日追加予算によつて、村民の公共の繁栄の為に福祉増進の事業について検討の上必要な経費の補助を計上したいのであります。

本村の農業は農耕地が極めて少なく開放地に四五町歩軍用地内黙認耕作九〇町歩でありまして、農家戸数五九六、其の従業人口七五〇になつて居ります。少ない耕地を高度に利用し栽培技術の向上を計り農研グループの指導に努め相互研究協力の実績を上げ特に蔬菜類の自給自足を計りたい。

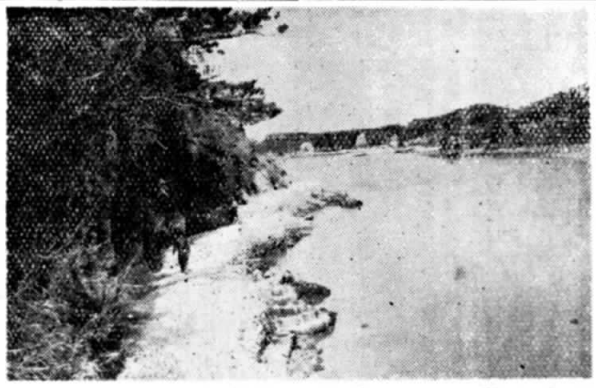

本村の蓄産は現在飼養頭数豚一、四〇〇、牛四〇、嘉手納屠場で年四、二九四頭を屠殺して居るが其の内嘉手納[illegible]、四九一頭[illegible]

村としても有望で其の増産奨励に努力すべきである。

観光事業について比謝川周辺の天然の優秀なる資源を活用して一大公園を施設すべく昨年来、村の重要政策として進めて居りまして他市町村にさきがけて観光[illegible]を設置し、本土の観光地を視察して比謝川の特色を活かし御光地の施設に努力して居ります昨年度から比謝川河畔と岡の上の散歩道路の建設、観光地域名所の植樹、千貫田遊覧する数が日に増し多くなりつゝある苗圃についても高度専門的計画を進める為に専門家に依嘱し観光地を中心として全村的に診断して其適切なる設計を立てる事になつて居ります。

観光事業の経費としては[illegible]道路[illegible]の外に七、三六〇弗を計上してあるが其の内に政府補助の休憩所一、四四〇弗、便所二ケ所二〇〇弗（村費）も含まれて居ります。尚観光地建設の事業として近き将来の懸案として嘉手納綜合グラウンドの拡張整備、海水浴場、プールの設置等があり、比謝川の浚泄も重要な問題であり、事業家を誘致して遊覧船、釣舟、観光ホテル等の実現により愈々比謝川公園が名実共に有名になり、村の繁栄に貢献する事になりましよう。

嘉手納村は商工都市として発展しつゝあり、其の繁栄の設置等日に月に実績をあげ美観を表わし村内外人の遊覧する数が日に増し多くなりつゝあります。

今年度は観光地の植樹計画を更に進めると共に比謝橋上流河畔の散歩道路の開通、史蹟名所の表示と宣伝千貫田苗圃の育成充実に努めたい。尚この観光地建設を計る事は村民の深く関心を持つ所で観光地の建設は直接間接に観光都市として繁栄を来す事になります。

助成により前年来商店街の街灯設置をして本年度も一、〇〇〇弗を其の費用として商工会に補助する事にしました。

予算説明としては数字をあげて各款に互りやるべきでありますが紙面の都合もあつて省略して重点的に大綱をかいつまんで御報告申し上げた次第であります。

印鑑登録及び印鑑証明交付請求の委任について

本村の印鑑事務は嘉手納村印鑑条例に基いて執行されておりますが、未だこの条例の規定が知られてないようでありますので他人に自己の印鑑の登録亦は印鑑証明の交付を依頼する場合の手続きについて説明申し上げます。

この規定によりますと原則的には「印鑑の登録及び同証明書の交付は本人直接村役所に出頭出来ない場合は他人に委任状を託して印鑑登録及び同証明書の交付を請求することができます。この場合委任状を持たずに他人の印鑑証明書を請求したり又は雑記帳等からひきちぎつた紙片に鉛筆で委任事項を記入してこれを提出する人達が見受けられますが印鑑事務の阻害は応々にして個人に相当の迷惑をおよぼす恐れもありますので皆様の印鑑事務を確実に執行するためにも今後他人に印鑑登録又は同証明書の請求を依頼する場合に左の様式による委任状に三仙印紙を貼付し必ずインク書で所定の欄に御記入の上役所に御提出下さい。

三仙印紙

委任状

印

私儀今般嘉手納村字何々何番地何某を代理人と定め左の権限を委任する。

一、印鑑登録に関すること
二、印鑑証明書交付に関すること

右委任する

年　月　日

住所　嘉手納村字何々何番地
氏名　何　某　印

嘉手納村長殿

1961年度予算（才出各款別総括表）

款別	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	総予算に対する比率
議会費	5,843.00	4,214.00	1,629.00		6.56
役所費	33,980.00	28,055.00	5,925.00		38.16
消防費	5,595.00	4,106.00	1,489.00		6.28
土木費	6,541.00	11,633.00		5,092.00	7.35
社会及労働施設費	16,502.00	8,635.00	7,367.00		18.53
保健衛生費	1,729.00	2,299.00		570.00	1.94
産業経済費	10,068.00	3,519.00	6,549.00		11.31
財産費	1,001.00	20,408.00		19,407.00	1.12
選挙費	1,339.00	494.00	845.00		1.50
公債費	4,654.00	4,955.00		301.00	5.23
諸支出費	1,487.00	7,852.00		6,365.00	1.67
予備費	300.00	300.00			0.34
才出合計	89,039.00	96,470.00		7,431.00	

1961年度予算（才入各款別総括表）

款別	本年度予算額	前年度予算額	比較 増	比較 減	総予算に対する比率
村税	26,440.00	19,941.00	6,499.00		29.69
市町村交付税	12,000.00	10,620.00	1,380.00		13.47
財産収入	13,145.00	22,334.00		9,189.00	14.76
分担金及負担金	1.00	1.00			
夫役及現品	2.00	2.00			
使用料及手数料	3,394.00	2,407.00	987.00		3.81
政府支出金	14,551.00	7,234.00	7,317.00		16.34
寄附金	1.00	1.00			
繰越金	1.00	1.00			
繰入金	1.00	1.00			
雑収入	19,501.00	33,926.00		14,425.00	21.90
村債	2.00	2.00			
才入合計	89,039.00	96,470.00		9,431.00	

保護司とは何か？

助役　島袋盛光

一体保護司とは何か又どんなことをするのであるか一般の方々には殆んど知られてないので分らない方が沢山おると思います。そこで私もその保護司の一人でありますので簡単に説明を加えて見度いと思います。

保護司は地域社会から選ばれて吾々の住んで居る街や村を明るくする為犯罪の予防をはかり刑余者が社会復帰が出来て正しい社会人として更正できるようこの保護観察並びに更正援助をしてその地域社会の浄化運動につとめる人である。

保護司法は一九五七年の十月十一日に立法第八五号として制定され、十二月十日に施行されています。現在全琉に十三地区の保護区に別れ一五〇名の保護司が居るのであります。

読谷村と嘉手納村で一保護区を形成し各々四名合せて八名の保護司が居るわけであります。それから一九五九年四月十六日に沖縄保護司連盟が結成され毎年保護司大会を開催し、犯罪者の更正、予防に邁進して居るのであります。

この様に保護司は社会の第一線に立つて活躍して居るのでありますが、何と申しましても彼等に本当に明るい第二の人生を与えるためには各種団体との連繋は勿論でありますが全住民の深い理解と協力を切望して止まない次第であります。

転入転居の届出は十四日以内に
住民登録法施行さる！

この立法は市町村においてその住民を登録することによつて住民の居住関係を公証し、その日常生活の利便を図るとゝもに常時人口の状況を明らかにし各種行政事務の適正で簡易な処理に資することを目的としております。

特に今回は皆様に直接関係する届出のことについてお知らせしたいと思います。

第四章　届　出

（届出人）

第十九条　届出は世帯主がしなければならない。

2　世帯主が届出をすることができないときはこれに代つて世帯を管理する者が届出をしなければならない

3　前二項の規定による届出義務者が届出をすることができないときは本人が届出をしなければならない。

（届出地）

第二十条　届出は本人の住所地でしなければならない

（届書の記載事項）

第二十一条　届書には本人の氏名及び届出の年月日を記載し届出人又はその代理人がこれに署名し印を押さなければならない。

（転入届）

第二十二条　あらたに市町村の区域内に住所を定めた者については住所を定めた日から十四日以内に転入届をしなければならない。ただし出生の場合はこの限りでない。

第二十三条　一の市町村の区域内で住所を変更した者については新住所を定めた日から十四日以内に転居届をしなければならない。

2　届書には新住所のほか従前の住所及び新住所を定めた年月日を記載しなければならない。

（変更届）

第二十四条　前二条の場合を除くほか住民票に記載した事項に変更を生じたときはその日から十四日内に変更届をしなければならないただし戸籍に関する届書、申請書その他の書類の受理又は職権による戸籍の記載に基いて住民票の消除又はその記載の更正をすべき場合及び行政区画土地の名称又は地番号に変更があつた場合はこの限りでない。

2　届書には変更した事項及び変更の年月日を記載しなければならない。

（琉球外移住届）

第二十五条　琉球外に移住する目的で住所を去る者についてはあらかじめ琉球外移住届をしなければならない。

2　届書には移住先を記載しなければならない。

尚詳しいことは直接村役所で御問い合せ下さい。

消防庁舎の落成と機構について

嘉手納村消防隊長　金城広正

今日消防庁舎が嘉手納村の表玄関ロータリーの一角にスマートな容姿で聳え立つようになりました。この建物は望塔の高さ五〇呎で建設資金の面は既に御承知のことと思いますが高等弁務官資金、嘉手納航空隊並に村民各位の寄附によるものであり、云い替えますと米琉親善の賜だと消防関係者の一人として衷心より感謝申し上げる次第であります。尚現在の村消防隊の機構並に機械力を申し上げますと四分隊に編成され隊長以下常備隊員六名に一八名の非常備隊員で組織されて居ります。

機械力は二台の大型消防車を保有し尚ジープ一台も払下げ申請をしたところ見通しは明るく益々消防力が強化されるものと喜んで居ります。吾々二四隊員は一致協力して水火災害を最少限度にくい止め且つ有効に活動する心算りであります。又吾々消防を担当する者の一人として願望することは何んといつても「火事をなくしよう」と消防人なればこそ又誰もが望む事は私が申し上げるまでもありません。当村におきましては昨年度は村民各位の常日頃の協力によつて火災害は従来に見ない減少を来して居ります。夏は台風冬は空気が乾燥して火災の発生しやすい状況におかれ火災も急激に増加して参ります。村民各自が予防対策を講じたにしろちよつとした不注意から起きる事もまゝありますすべての災害がそうである様に火災害は予告なしに吾々の身辺に、火災予防対策が弱ければ弱い程被害が増大するものであります。

「防火」掛声ばかりでなく現実の問題として之に対処する各人の気構が絶対に必要であります。吾々消防隊員二十四名は防火風雨水害対策に勉励努力致し村内治安に邁進し村建設に、復興に寄与致すつもりで居ります。何卒今後共尚一増の御指導と御鞭撻を賜ります様重ね重ね御願いを申し上げます。！消防隊電話番号二十四番

緊急の際消防署のサイレンは波状吹ならす！

尚御参考迄に消防署の工事経過を簡単におしらせ致します。

一、面積　六九、五坪

二、総工費　一〇、八九一七九弗

1　落札価格　一〇、二五七、二三弗

2　設計監督費　五五〇、〇〇弗

3　附帯工事費　八四、五六弗

4　備品行事費　一、二八三弗

三、建築資金　一二、八七三〇〇弗

1　弁務官資金七、七〇〇、〇〇弗

2　航空隊親善資金二、〇〇〇弗

3　村民負担額一、五八三、〇〇弗

4　村費計上額一、五九〇、〇〇弗

△人事往来△

△村内各区々長の任期が去る六月三十日で満了になりましたので今度新たに左の人達が区長に任命されました。

一区々長　嘉手川繁久(新)
二区々長　仲本兼次(新)
三区々長　上運天先保(新)
四区々長　島袋正助(新)
五区々長　照屋直助
六区々長　宮城篤忠
七区々長　前川光助(新)
八区々長　安森盛恒
九区々長　知念林正
十区々長　浜元朝栄(新)
十一区々長　幸地文雄(新)

▲古謝得善氏　総務課長、（観光課長兼任）都合により退職

△後任に宮城景明氏が総務課長に津波古行徳氏が観光課長に就任されました。

▲砂辺登美さん（社会福祉主事）都合により退職

△後任に又吉徹さん（屋ケ名出身）が就任し本村に駐在することになりました。

▲島袋治栄さん（農改普及員）が美里へ転勤されましたので

△後任に津嘉山寛秀さん（北谷出身）が本村に駐在することになりました。

▲平国雄さん、大城正次さん（衛生検査官）が平良川に転勤されましたので

△後任に石川真一さん（石川出身）豊川永保さん（八重山出身）が本村に駐在することになりました。

消防隊常備運転手に古謝世徳、仲宗根朝昌の二人が新採用され去る七月一日発令交付されました。

本村役所の職員採用試験実施さる

去る六月二十八日本村役所職員採用の一般競争試験が行われましたがこの日は四名の採用に対し二四名が申込むという盛況さでしかも受験者全員が合格点に達するという成績でしたが結局国語、一般常識、作文、口述について厳選の結果得点順位で左記の方々が職員に採用されました。

記

徳里実（総務課）、山口栄三郎（観光課）、徳里政勝（建設経済課）、沢岻安一（議会書記）

告知版

就業時刻の変更について

嘉手納村役所処務規則の変更に伴い午前八時三〇分から午後五時までの就業時刻を午前八時三〇分から午後五時十五分までに変更した。

尚従来正午から一時までだつた休憩時間が十五分短縮され午後の就業時刻は十二時十五分から一時までの四十五分間に変更になつた。

「お詫び」

広報係の職員が欠員になり長期間に亘り広報を休刊したことをお詫び致します。

1960年度固定資産税各区賦課領収状況（1960年6月30日現在）

各区	種別	調定額	徴収額	未収入額	徴収額	備考
1区	現年度分	666.09	597.08	69.01	597.08	
2区	〃	852.08	675.22	176.86	675.22	
3区	〃	522.24	407.39	144.85	407.39	
4区	〃	1,003.49	764.29	239.20	764.29	
5区	〃	912.50	722.03	190.47	722.03	
6区	〃	795.16	635.20	159.96	635.20	
7区	〃	1,462.77	685,47	777.30	685.47	
8区	〃	797.86	597.71	200.15	597.71	
9区	〃	1,147.26	561.73	585.53	561.73	
10区	〃	938.47	780.42	158 05	780.42	
11区	〃	1,042.35	826.00	216.35	826.00	
法人対外	〃	694.24	243.07	451.17	243.07	
	〃	2,488.99	1,982,51	506.48	1,982.51	
計	〃	13,323.50	9,478.12	3,845.38	9,478.12	

1960年度村民税各区賦課領収状況（1960年6月30日現在）

各区	種別	調定額	徴収額	未収入額	徴収計	備考
1区	現年度分	206.67	143.56	63.11	143.56	
2区	〃	310.96	150.93	160.03	150.93	
3区	〃	251.02	117.88	133.14	117.88	
4区	〃	401.53	235.84	165.69	235.84	
5区	〃	241.37	192.88	48.49	192.88	
6区	〃	265.99	183.32	82.67	183.32	
7区	〃	412.70	160.60	252.10	160.60	
8区	〃	283.41	152.13	131.28	152.13	
9区	〃	332.78	92.78	240.00	92.78	
10区	〃	266 82	190.31	76.51	190.31	
11区	〃	256.32	175.81	80.51	175.81	
法人対外	〃	1,602.65	1,602.65		1,602.65	
	〃					
計	〃	4,832.22	3,398.69	1,433.53	1,433.53	

1960年度事業税各区賦課領収状況（1960年6月30日現在）

各区	種別	調定額	徴収額	未収入額	徴収計	備考
1区	現年度分	13.38	10.49	2.89	10.49	
2区	〃	46.51	13.02	33.49	13.02	
3区	〃	58.22	26.80	31.42	26.80	
4区	〃	170.37	99.68	70.69	99.68	
5区	〃	223.32	144.81	78.51	144.81	
6区	〃	19.29	16.90	2.39	16.90	
7区	〃	861.04	142.91	718.13	142.91	
8区	〃	125.41	81.03	44.38	81.03	
9区	〃	334.01	42.75	291.26	42.75	
10区	〃	125.74	96.49	29.25	96.49	
11区	〃	38.49	27.61	10.88	27.61	
法人対外	〃	3,402.00	3,402.00		3,402.00	
	〃					
計	〃	5,417.78	4,104.49	1,313.29	1,313.29	

1960年度不動産取得税各区賦課領収状況（1960年6月30日現在）

各区	種別	調定額	徴収額	未収入額	徴収額	備考
1区	現年度分	152.06	44.34	107.72	44.34	
2区	〃	201.02	56 75	144.27	56.75	
3区	〃	332 57	5 38	327.19	5.38	
4区	〃	277.10	111.83	165.27	111.83	
5区	〃	154.27	30.55	123.72	30.55	
6区	〃	96.68	41.98	54.70	41.98	
7区	〃	165.28	15.71	149.57	15.71	
8区	〃	232.20	—	232.20	—	
9区	〃	541.33	5.95	535.38	5.95	
10区	〃	195.28	51.97	143 31	51.97	
11区	〃	275.19	4.86	270.33	4.86	
法人対外	〃					
	〃	1,027.12		1,027.12		
計	〃	3,650.10	369.32	3,280.78	3,280.78	

1960年度教育税各区賦課領収状況（1960年6月30日現在）

各区	種別	調定額	徴収額	未収入額	徴収計	備考
1区	現年度分	664.06	562.57	101.49	562,57	
2区	〃	909.28	630.74	278.54	630.74	
3区	〃	624.59	413.12	211.47	413.12	
4区	〃	1,190 58	823.57	367.01	823.57	
5区	〃	1,030.77	799.34	231.43	799.34	
6区	〃	810.51	628.78	181.73	628.78	
7区	〃	2,056.50	738.52	1,317.98	738.52	
8区	〃	891.42	619.13	272.29	619.13	
9区	〃	1.364.06	513.14	850.92	513.14	
10区	〃	1,007.14	800.38	206.76	800.38	
11区	〃	999.02	770.33	228.69	770.33	
法人対外	〃	4,246.52	3,932.89	313.63	3,932.89	
	〃	1,864.68	1,486.86	377.82	1,486.86	
計	〃	17.659.13	12,719.37	4,939.76	12,719.37	

嘉手納村人口動態表（昭和35年7月末日現在）

	世帯数	男子	女子	計
1区	188	498	484	982
2区	222	559	570	1,129
3区	166	432	465	497
4区	316	685	782	1,467
5区	184	424	432	856
6区	228	538	569	1,107
7区	188	521	578	1,099
8区	216	524	548	1,072
9区	310	658	745	1,403
10区	250	458	575	1,033
11区	255	690	750	1,440
計	2,523	5,987	6,498	12,485